合　意　書

岩手県立中部病院（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、院外処方せんにおける疑義照会の運用について下記のとおり合意する。

なお、保険薬局での運用においては、患者の不利益に結びつくことのないように、十分な説明と同意を得てから行うものとする。

記

１．院外処方せんにおける疑義照会の運用について

　　以下の項目については、保険薬局での患者の待ち時間の短縮や処方医の負担軽減の観点から、包括的に薬剤師法第23条第2項に規定する医師の同意がなされたとして、個別の処方医への同意確認を不要とする。

① 先発医薬品同士の「剤形変更」に関すること。

② 同一医薬品の「規格変更」に関すること。

③ コンプライアンス等の理由による『一包化調剤の可否』に関すること。

④ 『残薬』による処方日数の変更に関すること。

⑤ 添付文書上にて用法が定められている薬剤の用法変更に関すること

⑥ 湿布薬や軟膏での包装規格変更に関すること。

⑦ 成分名が同一の銘柄変更。

⑧ 外用剤の用法（適用部位、適用回数等）が口頭で指示されている場合（処方せん上、用法

指示が空白あるいは「医師指示」が選択されている）に用法を追記すること。

２．開始時期について

平成　　　年　　　月　　　日より開始とする。

３．合意内容の変更について

合意内容の変更については、必要時協議することとする。

西暦　　　　　年　　　月　　　日

岩手県北上市村崎野17地割10番地

甲 岩手県立中部病院

院長　　　伊藤　達朗　　　　　　　　印

岩手県

乙

開設者